

議案第67号

つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体数の減少及び  
同公平委員会規約の変更について

令和3年3月31日をもって新治地方広域事務組合が解散することに伴い、つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体のうちから新治地方広域事務組合を削り、同公平委員会規約を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項で準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月30日

かすみがうら市長 坪井 透

つくば市等公平委員会規約の一部を改正する規約  
つくば市等公平委員会規約の一部を次のように改正する。

第1条中「掲げる市等」を「掲げる市」に、「関係市等」を「関係市」に改め、同条第4号を削る。

第6条第1項中「関係市等」を「関係市」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。